

[改訂共通事項]文脈を整えるためや単なる誤字の修正、及び[主な関連法令等]に既に記載文書の改正公表年月日の修正については、新旧対照表に記載していない場合がある。

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 I-2. 監査役への報告に関する体制等 p.3~4

	2020年版	2021年版	理由・根拠
確認事項	<新設>	<input type="checkbox"/> 1として 現在の <input type="checkbox"/> 1の前に置く<新設> <input type="checkbox"/> 1.「取締役や会計監査人が、会社への損害のおそれのある事実、法令・定款違反、不正行為等を発見したとき監査役に報告する義務があること」を取締役や会計監査人に確認している。 以下、番号を繰り下げる。 <input type="checkbox"/> 1 ⇒ <input type="checkbox"/> 2、 <input type="checkbox"/> 2 ⇒ <input type="checkbox"/> 3	[説明](1)(2)に記載している内容に関し、監査役側から取締役・会計監査人に有事になる前に常時働きかけていることが、報告体制強化において重要なため、監査役の標準的な職務として追加の確認事項とした。 日本監査役協会の監査基準 20条ではlev3又はlev4ながら同様の趣旨の規定がある。
関連法令	<新設>	<最後尾に追加する> <input type="checkbox"/> 日本公認会計士協会「違法行為への対応に関する指針」(2019年9月17日)	新設[確認事項]に関連して、日本公認会計士協会が定めている所属会計士の従うべき指針を追加する。

I. 監査計画及び監査環境の整備 I-4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携 p.6

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	(4) ③監査役(会)は、監査役に既に与えられている権限・機能を再確認し、必要なときは、能動的に財務・法務部門等に追加情報を求め、 <u>社外の公認会計士、弁護士、その他専門機関等(国税税務相談等)の助言を得ることが重要である。</u>	(4) ③監査役(会)は、監査役に既に与えられている権限・機能を再確認し、能動的に財務・法務部門等に追加情報を求め、 必要なときは、独立した立場にある社外の公認会計士・弁護士・その他専門機関等(国税税務相談等)の助言を得ることが重要である。なお、監査役はこれらの費用を会社に請求することができる。	原文と趣旨は同じであるが、「社外」の意味をより明確にした。また、会社に費用請求可能な点も付記した。

II. 業務監査に関する項目

II-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査

p. 8

	2020年版	2021年版	理由・根拠
関連法令	<p><新設> ○会社法 362 条、・・・の次に挿入</p>	<p>○会社法 348 条の 2[業務執行の社外取締役への委託]、361 条 7 項[取締役の個人別報酬等の内容の決定方針]、430 条の 2[補償契約]、430 条の 3[役員等のために締結される保険契約—役員等賠償責任保険契約]</p>	<p>令和元年改正会社法（2021 年 3 月 1 日施行）において取締役会決議事項として新たに定められた条を追加した。</p>

II. 業務監査に関する項目

II-5. 会社法に基づく内部統制監査

p.11 ~ p.12

	2020年版	2021年版	理由・根拠
確認事項	<p>□ 2. 大会社の場合、会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築の決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。</p> <p>□ 3. 大会社の場合、内部統制システムの決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。</p>	<p>□ 2. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合(大会社以外の会社を含む)、決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。</p> <p>□ 3. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合(大会社以外の会社を含む)、決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。</p>	<p>大会社以外の会社であっても、任意で内部統制基本方針を決議している場合もあり得ることから、表現を改めた。</p>
監査のツボ	<p>1) 取締役会及び取締役は、内部統制システムを適切に構築し、自ら運用実績を評価し、課題を認識し、システムをより向上させる責任を有し、そのため有効なPDCAサイクルを継続的に反復しなければならない。監査役は、内部統制システムの構築と運用を監査し、その結果に照らし、取締役会、取締役の内部統制システムに関する職務の執行が適切に行われているかを監査する。特に、期末等において取締役会で、的確に実績を評価し、課題を認識し、必要に応じて、決議内容の見直しを行っているかが、監査上最も重要である。</p> <p>3) 内部通報制度は会社のリスクマネジメントであり、会社自身の自浄作用という重要な機能を果たすものであることを周知させることが必要である。</p>	<p>1) 取締役会及び取締役は、内部統制システムを適切に構築し、自ら運用実績を評価し、課題を認識し、システムをより向上させる責任を有し、そのため有効なPDCAサイクルを継続的に反復しなければならない。監査役は、内部統制システムの構築と運用を監査し、その結果に照らし、取締役会、取締役の内部統制システムに関する職務の執行が適切に行われているかを監査する。特に、期末等において取締役会が、的確に実績を評価し、課題を認識し、必要に応じて、決議内容の見直しを行っているかが、監査上最も重要である。</p> <p>3) 内部通報制度は会社のリスクマネジメントであり、会社自身の自浄作用という重要な機能を果たすものであることを会社が従業員に周知することが必要である。</p>	<p>文脈に伴い、主語を明確にした。</p> <p>主語、述語を明確にするため、語句を補って分かり易い文章にした。</p>

<p>4) 反社会的勢力との関係遮断のため内部統制を構築する。専門部署の設置、属性審査体制の構築、反社会的勢力排除条項入りの契約書締結の徹底、外部専門機関との連絡体制の構築等。</p>	<p>4) 会社は反社会的勢力との関係遮断のため内部統制を構築する必要がある。例えば、専門部署の設置、属性審査体制の構築、反社会的勢力排除条項入りの契約書締結の徹底、外部専門機関との連絡体制の構築等が対策として考えられる。</p>	
--	--	--

II. 業務監査に関する項目 II-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査（上場会社等とそのグループ会社に適用） p. 13

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	<p>(3) 金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人（監査法人等）の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。監査役は、経営者・内部監査人と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人（監査法人等）からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。</p> <p>(4) 上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、四半期報告書等があり、上場規程に基づくものとして決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書、内部統制報告書等がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合も適時開示をしなければならない。上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視検証する必要がある。また、情報開示に関連して、インサイダー取引規制違反、FDルール違反を起こさないために社内で周知徹底されていることも重要である。</p>	<p>(3) 金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人（監査法人等）の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。監査役は、経営者・内部監査部門等と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人（監査法人等）からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。</p> <p>(4) 上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等があり、上場規程に基づくものとして決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書等がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合も適時開示をしなければならない。上場会社等の監査役は、これらの開示情報が適時にもれなく開示されているか、開示を適時・適切に行う体制が構築・運用されているか、監視検証する必要がある。また、情報開示に関連して、インサイダー取引規制違反、FDルール違反を起こさないために社内で周知徹底されていることも重要である。</p>	<p>内部監査人という語句に代えて「内部監査部門等」に修正した。</p> <p>「内部統制報告書」は、金商法に基づく報告書であるため、誤記を修正した。</p>
関連法令	<p>○金融商品取引法 24 条[有価証券報告書の提出]、24 条の 4 の 4[内部統制報告書の提出]</p>	<p>○金融商品取引法 24 条[有価証券報告書の提出]、24 条の 4[虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任]、24 条の 4 の 4[内部統制報告書の提出]</p>	<p>有価証券報告書の提出に関連する条文を追加した。</p>

II. 業務監査に関する項目

II-8. 代表取締役との定期的会合

p. 16

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	(6)会合における議題例 ①重要な経営課題又は経営上のリスク ②内部統制システムの構築・運用状況 ③コンプライアンスの推進・諸課題 ④監査役の監査環境（グループ会社を含む） ⑤定時株主総会の議題 ⑥その他の自由な意見交換	(6)会合における議題例 ①重要な経営課題又は経営上のリスク ②内部統制システムの構築・運用状況 ③コンプライアンスの推進・諸課題 ④事業継続計画（BCP）の整備状況 ⑤監査役の監査環境（グループ会社を含む） ⑥定時株主総会の議題 ⑦その他の自由な意見交換	代表取締役との定期的会合において自然災害や感染症等を想定した事業継続計画の整備状況について意見交換することも重要なので追加した。

II. 業務監査に関する項目

II-9. 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実施）

p. 18

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	(9) 監査役は調査対象（比較的风险の高い業務、前年度に何らかの問題の生じた業務、多額の財産の取得や処分等）の優先順位を明確にし、報告の聴取権と業務財産調査権の両方を活用して監査する。	(9) 監査役は調査対象（比較的风险の高い業務、前年度に何らかの問題の生じた業務、多額の財産の取得や処分等）の優先順位を明確にし、 事業の報告を求める権限と業務財産の状況を調査する権限 の両方を活用して監査する。	報告の聴取権、業務財産調査権を平易な用語に改めた。

II. 業務監査

II-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置

p. 18～p. 19

	2020年版	2021年版	理由・根拠
確認事項	<input type="checkbox"/> 1. 不祥事の兆候（危険信号）を感知するために、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の執行状況について質問し、意見交換をしている。 <新設>	<input type="checkbox"/> 1. (2020年版原文通り) <input type="checkbox"/> 2. 取締役が、不祥事の兆候又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見し監査役に報告してきたため、監査役として事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等をした。	以下の観点から[確認事項]の記述を見直した。 (1) 時系列的に、 <input type="checkbox"/> 1 兆候の感知、 <input type="checkbox"/> 2 取締役からの報告、 <input type="checkbox"/> 3 取締役会への報告、 <input type="checkbox"/> 4 調査委員会の設置提言、 <input type="checkbox"/> 5 第三者委員会の設置提言、 <input type="checkbox"/> 6 第三者委員会への対応、 <input type="checkbox"/> 7 第三者委員会を監視、の順に確認事項を並べた。初期対応を追

	<p>□2. 不祥事の発生及び発生が疑われる場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて、<u>調査委員会</u>の設置を提言し、同委員会を通じ事実関係の把握に努めている。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>□3. 不祥事の原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方に関する取締役及び調査委員会の対応状況を監視・検証している。</p> <p>□4. <u>取締役の対応が</u>、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を勧告し、必要な時は自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努める。</p> <p>□5. 利害関係があると認められる場合を除き、第三者委員会の委員に就任することが望ましいと承知している。また、委員に就任しない場合には、委員会の設置の経緯及び対応状況について説明を受けている。</p> <p>(原文□3.)</p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p>□3. 不祥事の発生又は発生が疑われると認めたため、直ちに取締役会に報告し、必要に応じ助言又は勧告等をした。</p> <p>□4. 必要に応じて、調査委員会の設置を提言し、同委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めた。</p> <p>⇒□7へ(一部語句修正)</p> <p>□5. <u>取締役又は調査委員会の対応が</u>、独立性、中立性又は透明性等の観点から適切でないと認められる場合は、第三者委員会の設置を勧告し、<u>又は</u>、自ら依頼して第三者委員会を立ち上げることに努めた。</p> <p>□6. 利害関係があると認められる場合を除き、第三者委員会の委員に就任することが望ましいと承知している。また、委員に就任しない場合には、委員会の設置の経緯及び対応状況について説明を受けた。</p> <p>□7. 不祥事の原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関して取締役、調査委員会、<u>第三者委員会</u>の対応状況を監視し検証した。</p> <p>□8. <u>不祥事に該当することは、発生しなかった。</u></p>	<p>加したことになる。</p> <p>(2) 確認書の他の箇所にある企業不祥事に関連する監査役の行動をこの項目に集約した(もとの箇所にはそのまま残している)。</p> <p>(3) 会社法の規定 357 条(取締役の報告義務)、382 条(取締役への報告義務)、監査役監査基準 21 条(取締役の職務の執行の監査)、27 条(企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会)、39 条(取締役会への出席・意見陳述、取締役会への報告義務)の趣旨を参考にしている。</p>
説明	<p>(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候(危険信号)を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務の</p>	<p>(1) 監査役は、粉飾決算等の会計不正を含む不祥事の兆候(危険信号)を感知するために、日常的な監査役監査活動に加えて、会計監査人や内部監査部門に対し取締役等の業務</p>	

<p>執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。 監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を築く必要がある。</p> <p><新設></p> <p>(2) 監査役は、不祥事の兆候（危険信号）を、すなわち取締役が不正の行為をするおそれ、法令・定款違反等の事実、著しく不当な事実などを認めたときは、遅滞なく取締役会において質問又は報告を行い、取締役会に問題の調査を適切に行うように提言しなければならない。必要と認めたときは、監査役は、<u>事業の報告徴収権、業務・財産の調査権</u>を行使して事実を究明しなければならない。</p> <p>(3) 監査役は不祥事（<u>犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等</u>）が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め、同委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応状況について<u>監視検証</u>しなければならない。</p>	<p>の執行状況について質問し、意見交換をしなければならない。監査役から必要な情報を提供しつつ、必要と認めたときは調査を依頼することができる連携関係を構築する必要がある。</p> <p>なお、「不祥事」とは、「法令又は定款に違反する行為その他社会的批判を招く不正又は不適切な行為」を指す。</p> <p>(2) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役（会）に報告する義務がある。監査役は、報告を受けたときは、事実関係の把握に努め、取締役に対し必要な措置の提言等しなければならない。</p> <p>(3) 監査役は、不祥事の兆候（危険信号）、すなわち取締役が不正の行為をするおそれ、又は法令・定款違反等の事実、著しく不当な事実などを認めたときは、遅滞なく取締役会において質問又は報告を行い、取締役会に問題の調査を適切に行うように提言しなければならない。必要と認めたときは、監査役は、<u>事業の報告を求める権限、業務・財産の状況を調査する権限</u>を行使して事実を究明しなければならない。</p> <p>(4) 監査役は不祥事が発生した場合、直ちに取締役等から報告を求め、必要に応じて調査委員会の設置を求め、同委員会から説明を受け、事実関係の把握に努めるとともに、原因究明、損害の拡大防止、早期収束、再発防止、対外的開示のあり方等に関する取締役及び調査委員会の対応状況について監視し検証しなければならない。</p>	<p>(1) 「不祥事」の語句の定義をここに挿入した。</p> <p>(2) 取締役の監査役会（会）への報告義務、及び監査役が報告を受けたときの対応を説明として追加した。</p> <p>(3) 原文(2)を一部修正して(3)とした。 「報告徴収権」「業務・財産調査権」はより平易な語句に修正した。</p> <p>(4) 原文(3)を(4)とし、「不祥事」についての（ ）内の説明（定義）は削除し、上述の(1)に記述した。</p>
--	--	--

		原文(4)以下、順次番号を繰り下げた。 (4)⇒(5)、(5)⇒(6)、(6)⇒(7)、(7)⇒(8)	
関連法令等	○会社法 381 条「監査役の特権—監査権、報告徴収権、調査権」 <新設>	○会社法 381 条[監査役の特権—報告を求める権限及び業務・財産を調査する権限、同子会社に対する権限] ○監査役監査基準 21 条[取締役の職務の執行の監査]、 27 条[企業不祥事発生時の対応及び第三者委員会]、39 条 [取締役会への出席・意見陳述]	「報告徴収権」の語句を平易な語句に言い換え、同条の内容を追加した。 日本監査役監査基準の関連条番号を追加した。

II. 業務監査

II-11. 企業集団に関する監査

p. 20

	2020 年版	2021 年版	理由・根拠
確認事項	<新設>	□ 1. 取締役等から、企業集団の内部統制の構築・運用状況について報告又は説明を受け、関係資料を閲覧した。	企業集団内部統制の監査にあたり、取締役、内部監査部門、会計監査人との情報交換等は重要な監査役の職務と考えられ、[確認事項]に追加した。 また、現行確認書の[説明](2)の記述内容に基づいている。 また、追加に伴い、項番号を変更し、語尾を修正した。
	<新設>	□ 2. 企業集団の内部統制監査に当たり、内部監査部門等及び会計監査人との意思疎通、情報交換を図るよう努めている。	
	<新設>	□ 3. 企業集団の内部統制監査に当たり、子会社・関連会社代表取締役等と意見交換を行い、監査役、内部監査部門等、会計監査人（以上、子会社・関連会社に設置されている場合）とも意思疎通、情報交換を図るよう努めている。	
つづき		以下、原文の□ 1～□ 4 の番号を順次繰り下げる。 □ 1. ⇒□ 4.、□ 2. ⇒□ 5.、□ 3. ⇒□ 6.、 □ 4. ⇒□ 7.	

II. 業務監査

II-12. 内部監査部門等との連携

p. 21~p. 22

	2020年版	2021年版	理由・根拠
確認事項	<p><新設></p> <p>□2. 必要に応じて内部監査部門が行う監査等に立会い、または同席している。</p> <p><新設></p> <p>□1. 内部監査部門による是正・改善措置が取締役会等重要会議で十分に審議され、代表取締役その他業務執行取締役によって適時・適切に実施されているかをモニタリングしている。</p>	<p>□1. 内部監査部門（主に内部統制モニタリング）の監査計画、監査方法、監査結果を把握・活用し、緊密な連携を保って、組織的かつ効率的な監査を心がけた。</p> <p>□2. 必要に応じて内部監査部門が行う監査等に立ち会い、または同席している。（原文□2の通り）</p> <p>□3. 内部監査部門に、必要に応じて調査を求めた。</p> <p>□4. 内部監査部門による是正・改善措置が取締役会等重要会議で十分に審議され、代表取締役その他業務執行取締役によって適時・適切に実施されているかをモニタリングしている。</p>	<p>監査役と内部監査部門の連携を強めることで組織的監査、効率的監査ができるという考え方で、[確認事項]に新設した。</p> <p>監査役が内部監査部門に調査を求めることは、標準的な監査役の職務になりつつあるので、新設した。監査役監査基準第37条の趣旨を参考としている。</p>
説明	<p>(5) 監査役は、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門など内部統制機能を所管する部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。</p>	<p>(5) 監査役は、内部統制部門（コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門、経理部門など内部統制機能を所管する部署を指す。）から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に報告を受け、必要に応じて説明を求める。</p>	<p>簡略化するときの用語を付記した。</p>
法令等	<p><新設></p>	<p>○内部統制システムに係る監査の実施基準6条[内部統制システムの構築・運用の状況に関する監査]</p>	<p>内部統制システムの監査役監査の参考文献として掲載した。</p>

II. 業務監査

II-13. 事業報告等の監査

p. 22~p. 23

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	<p>(5) 上場会社等では有価証券報告書等の提出が必要な場合は、監査役は、有価証券報告書等の作成・開示が適正になされているかを監査する必要がある。</p>	<p>(5) 上場会社等では有価証券報告書等の提出が必要な場合は、監査役は、有価証券報告書等の作成・開示が適正になされているかを監査する必要がある。</p> <p>(II-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査 参照)</p>	<p>有価証券報告書等の作成、開示について本確認書の別項目に説明等があることを示した。</p>

<p>関連法令等</p>	<p>○会社法 381 条[監査役の権限—監査報告作成義務、子会社調査権等]</p> <p>○会社法 436 条 1 項[事業報告等の監査]</p> <p>○会社法施行規則[118 条～128 条[事業報告等の内容]</p> <p>○会社法施行規則[129 条～132 条]監査役(会)の監査報告の内容等</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4[虚偽記載等のある有価証券報告書の提出者(会社)及び役員等の賠償責任]</p> <p><新設></p> <p>○監査役監査基準 28 条[事業報告等の監査]、29 条[事業報告における社外監査役の活動状況等]、44 条[法定開示情報等に関する監査]</p>	<p><会社法の関連条文番号を追加></p> <p>○会社法 381 条[監査役の権限—監査報告作成義務、子会社調査権]、436 条[計算書類・事業報告等の監査等]、437 条[計算書類・事業報告等の株主等への提供]、438 条[計算書類・事業報告等の定時株主総会への提出等]</p> <p><会社法施行規則の関連条文に小見出しを付記></p> <p>○会社法施行規則 118 条～128 条[事業報告等の内容]、129 条[監査役の監査報告の内容]、130 条[監査役会の監査報告の内容等]、132 条[監査役監査報告等の通知期限]、133 条[事業報告等の株主への提供]</p> <p>○金融商品取引法 24 条の 4[虚偽記載のある有価証券報告書の提出会社の役員等の賠償責任]</p> <p>○企業内容等開示に関する内閣府令の改正(2019 年 1 月 31 日)[有価証券報告書等記載内容]</p> <p>○監査役監査基準 28 条[事業報告等の監査]、29 条[事業報告における社外監査役の活動状況等]、44 条[法定開示情報等に関する監査]</p>	<p>関連する会社法、会社法施行規則、企業内容等の開示の内閣府令を追加、及び、小見出しの語句を整えた。</p>
--------------	---	--	---

Ⅲ. 会計監査に関する項目 Ⅲ-3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 p. 27

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	(3) 監査役（会）は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などに関する情報を早めに入手し、見積りが適切であるかについて確認し、同意・不同意に関する判断とその理由を、文書により代表取締役提出する。	(3) 監査役（会）は、会計監査人の報酬等の額の同意の判断にあたって、会計監査人の監査計画の内容について 会計監査人から事前に説明を受ける。 会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などに関する 情報を入手し、見積り が適切であるかについて確認し、同意・不同意に関する判断とその理由を、文書により代表取締役提出する。	会計監査人報酬等の額の同意の前提となる会計監査人の監査計画について説明を受けることが大切であること、また「早めに入手し」というあいまいな語句ではなく「事前に」するべきとし、表現を修正した。

V. 監査役が対応すべきその他の項目 V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応 p. 33

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	(2) 株主から取締役の責任追及等の訴えを提起する請求を受けた場合、監査役が会社を代表して、その請求に応じるかどうかを判断する。提訴請求をした株主は、会社（監査役）が60日以内に訴えを提起しない場合には、自ら責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を提起することができる。提訴請求に応じない場合で、株主等から不提訴理由の請求があるときは、会社（監査役）は、請求者に対し、遅滞なく書面等により不提訴の理由を通知しなければならない。株主が代表訴訟を提起した場合、 <u>会社が被告の取締役側に補助参加することができる。</u> この場合、すべての監査役の同意が必要である。	(2) 株主から取締役の責任追及等の訴えを提起する請求を受けた場合、監査役が会社を代表して、その請求に応じるかどうかを判断する。提訴請求をした株主は、会社（監査役）が60日以内に訴えを提起しない場合には、自ら責任追及等の訴え（株主代表訴訟）を提起することができる。提訴請求に応じない場合で、株主等から不提訴理由の請求があるときは、会社（監査役）は、請求者に対し、遅滞なく書面等により不提訴の理由を通知しなければならない。株主が代表訴訟を提起した場合、会社が被告の取締役側に補助参加する とき、又は当該訴えにおける和解をするときは、 すべての監査役の同意が必要である。	令和元年改正会社法 849 条の 2 に監査役的全員の同意の対象として「和解」が含まれることになったため、[説明](2)を、それを含めた文言に修正した。
法令等	<新設及び修正> ○会社法 850 条[和解]	○会社法第 849 条の 2[和解]、850 条[和解の手續]	上記の関連法令を追加した。

V. 監査役が対応すべきその他の項目

V-3. 監査役の選任議案に関する事項

p. 34

	2020年版	2021年版	理由・根拠
監査のツボ	2) 監査役（会）は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。	2) 監査役（会）は、監査役の候補者、監査役候補者の選定方針の内容、監査役選任議案を決定する手続について、取締役との間であらかじめ協議の機会をもつことが望ましい。 その上で、取締役の提案する選任議案に不同意の場合は、会社法で規定された権限である選任議案提案請求権の活用を検討する。	監査役の選定につき、受動的な同意に留まらずに、監査役会としての要望を積極的に反映させる姿勢を持つことが望ましい点を明確にするため追記した。

V. 監査役が対応すべきその他の項目

V-5 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項

p. 35

	2020年版	2021年版	理由・根拠
関連法令等	<新設>	○コーポレートガバナンス・コード補充原則3-2②[取締役会・監査役会の対応-(iii)外部会計監査人・監査役(会)・内部監査部門・社外取締役との連携]	当該CGコード補充原則は、取締役、監査役等、内部監査部門、会計監査人との連携に関して記述している。また有報に記載すべき「監査の状況」も三様監査の連携を重視している。
	<新設>	○企業内容等の開示に関する内閣府令(2019年1月31日)[有価証券報告書等の記載内容-監査の状況]	
監査のツボ	<新設>	1) 監査役が主導して、内部監査部門、会計監査人の三者を一堂に会して、会計不正防止等について意見交換することも考えられる。	三様監査の具体的な方法のひとつとして、記載した。

<項目名変更> V-6 監査役と社外取締役との連携に関する事項

(理由) より緊密な繋がりが望ましいことから「連携」に変更した。

	2020年版	2021年版	理由・根拠
説明	<p>平成26年改正会社法により、監査役会設置会社（公開かつ大会社で有価証券報告書提出義務のある会社に限る。）は、<u>社外取締役を置かない場合、置くことが相当でない理由の説明・開示が求められるなど、事実上、社外取締役の選任が義務付けられた。</u>社外取締役と監査役は、立場の違いはあるものの、共に非業務執行役員として、会社の健全かつ持続的な成長の確保、良質なコーポレート・ガバナンス体制の確立等の共通した役割を持つ。監査役は、会社の経営課題や重要なリスク等について、社外取締役と積極的に情報交換をし、監査役の監査機能と社外取締役の監督機能がともに発揮できるよう、連携することが望ましい。</p> <p><新設(3)></p>	<p>(1)令和元年改正会社法により、監査役会設置会社（公開かつ大会社で有価証券報告書提出義務のある会社に限る。）は、社外取締役の選任が義務付けられた。</p> <p>(2)社外取締役と監査役は、立場の違いはあるものの共に非業務執行役員として、会社の健全かつ持続的な成長の確保、良質なコーポレート・ガバナンス体制の確立等の共通した役割を持つ。監査役は、会社の経営課題や重要なリスク等について、社外取締役と積極的に情報交換をし、監査役の監査機能と社外取締役の監督機能がともに発揮できるよう、連携することが望ましい。</p> <p>(3)社外取締役を選任する議案を株主総会に提出するときは、全ての会社が、株主総会参考書類に「当該候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要」を記載しなければならない。公開会社で社外取締役がいる場合、事業報告に「当該社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要」を記載する。</p>	<p>長文の説明文を番号分けした。</p> <p>(1)令和元年改正会社法元年327条の2の規定に基づき、「置くことが相当でない理由の開示」から「設置の義務付け」に修正した。</p> <p>(2)2020年版原文の該当部分の内容の通り。</p> <p>(3)令和元年改正会社法施行規則74条、124条に規定が追加された。監査役等にとって会社が社外取締役に何を期待しているかは、取締役の職務執行の監査に関連する。</p>
関連法令等	<p>○会社327条の2[定時株主総会での説明義務] <新設> <新設></p> <p>○会社法施行規則74条の2[株主総会参考書類への記載義務]</p> <p>○会社法施行規則124条2項[事業報告への記載義務]</p>	<p>○会社法327条の2[社外取締役の設置義務]、348条の2[業務の執行の社外取締役への委託]</p> <p>○会社法施行規則74条4項[取締役の選任に関する議案—社外取締役候補者]</p> <p><削除></p> <p>○会社法施行規則124条[事業報告記載事項—社外役員等に関する特則]</p>	<p>新設[説明](1)、新設[監査のツボ]4)に対応する法条文。</p> <p>新設[説明](3)に対応する条文</p> <p>社外取締役を設置しない場合の理由の記載の条文内容は削除された。</p> <p>新設[説明](3)に対応する条文</p>

	<p>○会社法施行規則 105 条 2 項 [監査役の取締役等との意思疎通・情報交換の努力義務]</p> <p>○監査役監査基準 16 条 [社外取締役等との情報交換等]</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-4① [社外取締役の情報収集力の強化]</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-8① [独立社外取締役と監査役会の連携]</p> <p><新設></p>	<p>○会社法施行規則 105 条 2 項 [監査報告の作成—監査役を取締役等との意思疎通・情報交換の努力義務]</p> <p>○監査役監査基準 16 条 [社外取締役等との連携]</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-4① [社外取締役の情報収集力の強化]</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-8① [独立社外取締役と独立社外者 (社外監査役等) との情報交換・認識共有]</p> <p>○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-13③ [社外役員への情報提供体制]</p>	<p>CGコード補充原則4-8①の文章の趣旨から文言を修正した。新設 [監査のツボ]3) に対応するCGコード補充原則として追加</p>
<p>監査のツボ</p>	<p><新設></p> <p><新設></p>	<p>3) 社外取締役が必要とする情報が適確に提供されているためには、監査役との連携以外にも、社内に連絡・調整にあたる者が選任されているなど、社外取締役の情報収集体制が整備されていることが必要である。監査役は、社外取締役の情報収集力の状況を監視し、必要に応じて、代表取締役に対し、又は取締役会で提言することが望ましい。</p> <p>4) 会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき株主の利益を損なうおそれがあるため (例えば、マネジメント・バイアウト (MBO) や親子会社間取引等のとき)、その都度、取締役会の決議により、社外取締役に当該業務の執行を委託できる (会社 348 の 2)。</p> <p>ただし、委託された業務を業務執行取締役の指揮命令により執行した場合は、業務執行の独立性が疑われ、会社法第 2 条十五号イに規定する社外取締役の要件を満たさなくなる。社外取締役が委託を受けるときは、監査役 (会) は、業務執行の利益相反性や独立性等を慎重に検討し、必要に応じて意見を述べることを望ましい。</p>	<p>CGコード補充原則 4-4①、4-8①、4-13③の趣旨を受けて、監査役の対応を記載した。</p> <p>令和元年改正会社法 348 条の 2 の規定を受けて、監査役の対応を記載した。</p>

	2020年版	2021年版	理由・根拠
関連法令等	<p>○民法 167 条 [債権等の消滅時効] 1 項 債権は 10 年間に行使しないときは、消滅する。</p> <p>○民法 664 条 [受任者の注意義務] 受任者は委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。</p>	<p>○民法 166 条 [債権等の消滅時効] 1 項 債権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき、又は、権利を行使することができる時から十年間行使しないとき、消滅する。</p> <p>○民法 644 条 [受任者の注意義務] 受任者は委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。</p>	<p>2017 年（平成 29 年）5 月に成立、2020 年 4 月 1 日から施行されている民法（債権法）に基づき修正。</p> <p>条文番号の誤記を修正</p>

別紙：【コロナ禍を踏まえた監査役職務確認書[監査のツボ]補足】

コロナ禍における監査上の留意点を整理した別紙をHPに併せて掲載しています。

コロナ禍が一時的なものであることを期待し、2021年版「監査役職務確認書」本体には記載していない[監査のツボ]を参照できます。